

複数の金融機関から返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題の解決につなげるため、県は 25 日から 12 月 2 日まで、弁護士による「借金に関する無料法律相談会」を県内 17 か所で開催します。県消費生活センターでは、「1 人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と呼び掛けています。

年収の 3 分の 1 を超える貸し付けを原則禁止とする改正貸金業法が 2010 年に完全施行され、多重債務問題は一時に比べ落ち着きを見せましたが、多額の借入残高を抱える人は現在も相当数いるとみられます。また、社会の変化に伴い、多重債務に陥る原因や経緯も多様化、複雑化が進んでいます。

最近は、若者の多重債務問題の増加も懸念されており、継続的に対策を講じていく必要があります。「簡単にわかる」「稼げる」と強調した SNS 広告などを入り口に、高額な契約をさせられるケースが 20~30 歳代で目立ちます。遠隔操作アプリで画面共有し、契約費用を複数の貸金業者から借りるよう指示されたとの事例も増えています。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難です。返済が不可能な場合、法的な手続きを検討しなければいけません。借金の減額や支払いの猶予を図る債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」があり、どの手段が適切かを見極める近道は、法律の専門家に相談することです。

しかし近年、インターネット広告などで「借金の解決」をうたう個人や事業者に相談したことで、さらに金銭の負担が増えるなど、新たな被害に遭う事例も報告されています。自治体や地元の弁護士など信用できる機関に相談することが重要です。

県消費生活センターは、「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」と、無料相談会の活用を呼び掛けられています。相談は予約制で、会場によっては土日、夜間も開催。期間外でも、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口では常に相談を受け付けています。問い合わせは県消費生活センター（023-624-0999）へ。